

第8章 廃棄物・リサイクル対策の推進

1 廃棄物・リサイクル対策のあらまし【環境整備課】

廃棄物とは、占有者自らが利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物で、事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、法令で定められた20種類の廃棄物が産業廃棄物に、また、それ以外の事業活動に伴って排出される廃棄物や日常生活に伴って排出される廃棄物が一般廃棄物に区分されます。その処理については、産業廃棄物は排出者処理責任の原則に基づき排出者自らの責任において、一般廃棄物は市町村の責任において、適正に処理することとなっています。

今、私たちは、地球環境問題に対応するため、これまでの大量生産、消費、廃棄を前提とする社会を見直し、環境と共生する持続可能な循環型社会を形成することが求められています。

本県においても、社会経済活動が進展し県民生活が豊かになる一方で、廃棄物の最終処分場の残余容量のひっ迫や不法投棄など解決すべき課題をかかえています。

さらに、島しょ県である地理的特性から、県境を越えた廃棄物の広域的処理が難しいことから、できるかぎり県内で資源を循環させることが重要となっています。

これらの課題に対応するため、県では、3R（廃棄物の排出を抑制し（リデュース）、再使用（リユース）や再生利用（リサイクル）による資源循環）を促進することで最終処分量の低減を図るとともに、適正処理の確保に努め、持続可能な循環型社会の形成を推進しています。

2 廃棄物・リサイクルの現状【環境整備課】

（1）一般廃棄物

県内の事業所や家庭から排出される一般廃棄物（ごみ）は、平成10年度に50万トンを超えたものの、平成11年度以降減少傾向に転じており、平成19年度は45万8千トンとなっています。19年度のリサイクル率は13.6%、残りを中間処理により減量し、4万6千トン程度が埋め立てられています。（図8-1、8-2）

平成19年度末現在、計画処理区内で排出されるごみの量は、1日当たり1,252トン、そのうち1,185トン（94.6%）が計画収集され、13トン（1.0%）が集団回収されています。（表8-1）

計画処理区内で処理されるごみの量のうち1日当たり170トン（13.6%）が再生利用され、120トンが埋立により処分されています。（表8-2）

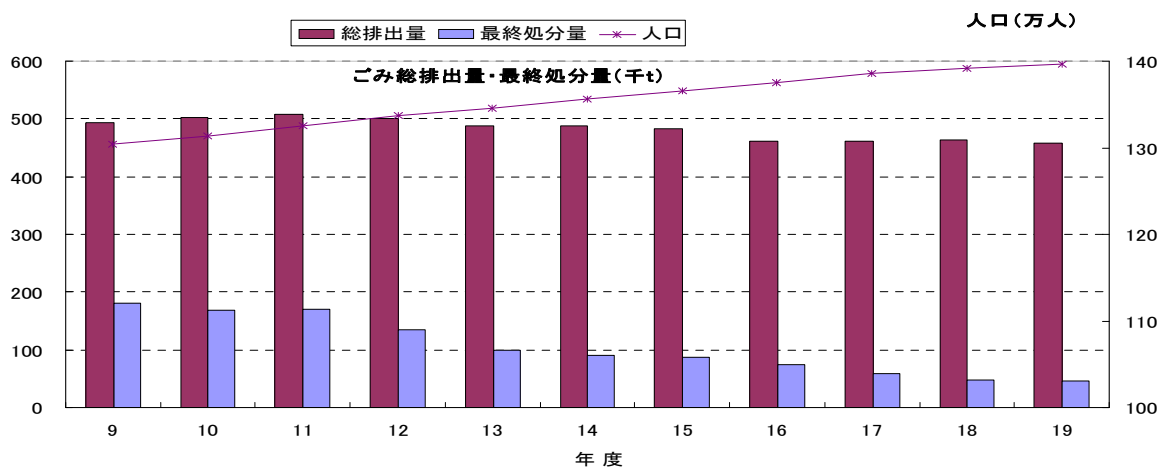


図 8-1 総排出量、最終処分量の推移

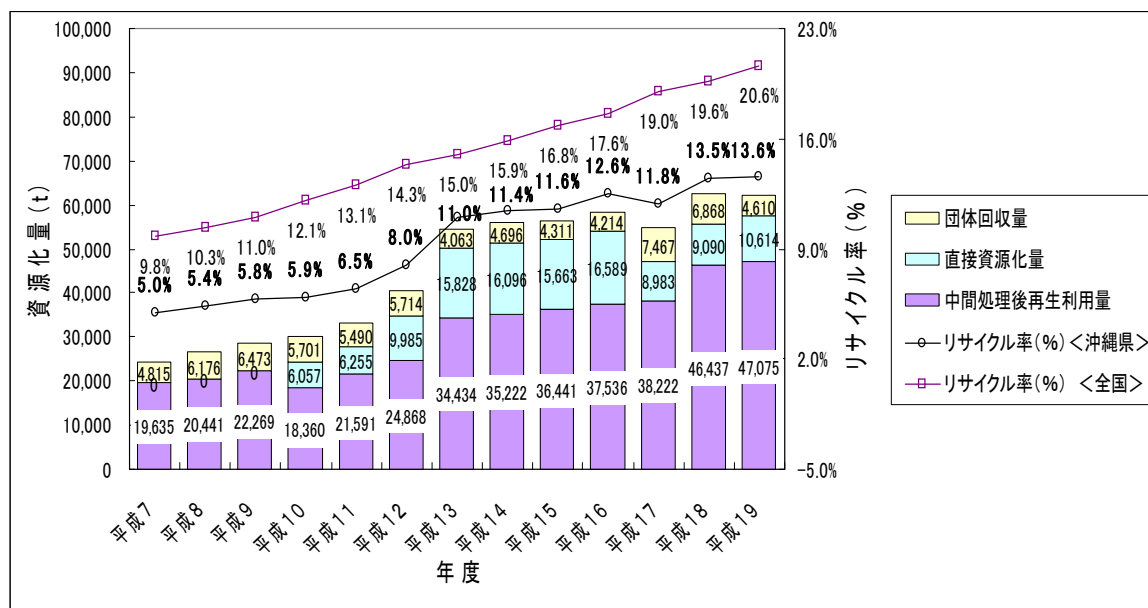


図 8-2 リサイクル率の推移

表 8-1 ごみの排出量及び収集量の動向

| 区分 年度 | 総人口 (人) | 計画処理 区域人口 (人) | 総排出量 (トン/日) | 計画収集量 (トン/日) | 集団回収量 (トン/日) |
|----------|------------|---------------------|----------------|-----------------|-----------------|
| 平成15 | 1,365,359 | 1,361,416 | 1,330 | 1,318 (99.1%) | 12 (0.9%) |
| 16 | 1,375,037 | 1,372,144 | 1,272 | 1,260 (99.1%) | 12 (0.9%) |
| 17 | 1,386,137 | 1,383,115 | 1,267 | 1,247 (98.4%) | 20 (1.6%) |
| 18 | 1,391,490 | 1,390,418 | 1,268 | 1,249 (98.5%) | 19 (1.5%) |
| 19 | 1,396,514 | 1,396,502 | 1,252 | 1,185 (94.6%) | 13 (1.0%) |

表 8-2 ごみの処理状況の動向

| 区分 年度 | 計画処理量 (トン/日) | 再生利用量 (トン/日) | 最終処分量 (トン/日) |
|----------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 平成15 | 1,330 | 155 (11.7%) | 248 |
| 16 | 1,272 | 159 (12.5%) | 207 |
| 17 | 1,267 | 150 (11.8%) | 161 |
| 18 | 1,269 | 171 (13.5%) | 130 |
| 19 | 1,239 | 170 (13.7%) | 120 |

イ し尿処理の状況

平成19年度において県内で排出されたくみ取りし尿及び浄化槽汚泥量は、1日当たり354.1キロリットル、そのうち348.2キロリットルが市町村により収集され、5.9キロリットルが自家処理されています。(表8-3)

収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、1日当たり314キロリットル(90.2%)がし尿処理施設で処理され、23キロリットル(6.6%)が下水道に投入されています。(表8-4)

表 8-3 し尿の収集量・自家処理量の推移

| 区分 年度 | 計画処理量 (k1/日) | | | 自家処理量 (k1/日) | | | 合 計 (k1/日) | 計画処理率 | |
|----------|--------------|--------------|-------|--------------|--------------|------|---------------|---------|------------|
| | し尿 (A) | 浄化槽 汚泥(B) | 計 | し尿 (C) | 浄化槽 汚泥(D) | 計 | | し尿 ① | 浄化槽 汚泥② |
| 〃 15 | 124.2 | 245.4 | 369.6 | 3.7 | 2.7 | 6.4 | 376.0 | 97.1% | 98.9% |
| 〃 16 | 127.3 | 250.4 | 377.7 | 0.6 | 0.3 | 0.9 | 378.5 | 99.6% | 99.9% |
| 〃 17 | 114.0 | 255.2 | 369.2 | 28.4 | 37.6 | 66.0 | 435.3 | 80.0% | 87.2% |
| 〃 18 | 86.8 | 267.6 | 354.4 | 0.3 | 0.0 | 0.3 | 354.7 | 99.7% | 100.0% |
| 〃 19 | 86.6 | 261.6 | 348.2 | 5.9 | 0.0 | 5.9 | 354.1 | 93.6% | 100.0% |

※ ①=(A)/(A)+(C)、②=(B)/(B)+(D)

表 8-4 収集し尿の処理状況

| 区分 年度 | 収集量 (k1/日) | 処理施設 (k1/日) | 下水道投入 (k1/日) | 海洋投入 (k1/日) | 農地還元 (k1/日) | その他 (k1/日) |
|----------|---------------|----------------|-----------------|----------------|----------------|---------------|
| 平成15 | 365 | 280 (76.8%) | 19 (5.2%) | 38 (10.3%) | 19 (5.1%) | 9 (2.5%) |
| 16 | 371 | 285 (76.9%) | 19 (5.2%) | 37 (9.9%) | 19 (5.2%) | 9 (2.4%) |
| 17 | 369 | 319 (86.4%) | 23 (6.2%) | 0 (0.0%) | 22 (5.8%) | 6 (1.6%) |
| 18 | 354 | 323 (91.1%) | 17 (4.7%) | 0 (0.0%) | 14 (3.9%) | 1 (0.4%) |
| 19 | 348 | 314 (90.2%) | 23 (6.6%) | 0 (0.0%) | 11 (3.2%) | 1 (0.3%) |

ウ ごみ処理施設の整備状況

平成17年度から、国においては3Rの推進に資する施設整備事業に対し「循環型社会形成推進交付金制度」を創設し、市町村への交付金による財政的支援により、循環型社会を形成する基盤となるごみ処理施設の整備促進が図られています。

県内41市町村のごみ焼却施設については、平成20年3月末現在で39市町村31施設が整備されており、残り2町村の整備促進を図っています。最終処分場については、しゃ水工や水処理施設などが適正に整備されているものは23市町村18施設となっています。また、南部市町村には那覇市・南風原町以外に最終処分場がないこと等から、他の市町村に埋立を委託しているところもあり、早急な施設整備が課題となっています。

エ 浄化槽の設置状況及び法定検査受検状況

平成12年度の浄化槽法の改正により、浄化槽の定義がし尿と生活雑排水を処理するための設備のみと改められ、既存のし尿のみを処理する単独処理浄化槽はみなし浄化槽として整理されたことから、平成13年度以降、従来の単独浄化槽は新たに設置することはできなくなりました。

浄化槽の設置状況は、平成19年度に1,335基設置され、累計で96,716基となり、そのうち、みなし浄化槽の割合が約83%となっています。

また、浄化槽の設置者には、知事が指定した検査機関*において、設置後の水質検査等（7条検査）及び毎年1回の水質検査等（11条検査）の法定検査が義務づけられていますが、その受検率が低いことから、県では、適正な維持管理を促進するため、平成12年3月に「沖縄県浄化槽取扱要綱」を改正し、7条検査料金の前払い制度を導入しました。その結果、平成19年度における7条検査の受検率は100%（全国平均87.9% 19年度）と大幅に向上しております。しかし、11条検査の受検率については、4.0%（全国平均25.7% 19年度）とかなり低い状況にあります。

* 県知事指定検査機関：社団法人沖縄県環境整備協会

表8-5 浄化槽法定検査受検率の推移

| 年 度 | 12年度 | 13年度 | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 |
|----------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 7条検査(%) | 10.9 | 25.6 | 77.9 | 97.2 | 92.8 | 90.7 | 99.4 | 100 |
| 11条検査(%) | 1.9 | 1.9 | 2.3 | 2.9 | 3.7 | 4.0 | 3.9 | 4.0 |

(2) 産業廃棄物

ア 産業廃棄物の発生・排出状況

平成19年度における、県内の産業廃棄物発生量211万1千トン（動物のふん尿を除く）を業種別の状況を見ると、電機・水道業が97万9千トン（46.4%）で最も多く、次いで建設業が67万6千トン（32.0%）、製造業が40万4千トン（19.1%）となっており、これら3業種で発生量の97.5%を占めています。

また、排出量193万3千トン（動物のふん尿を除く）を業種別にみると、電機・水道業が92万6千トン（47.9%）で最も多く、次いで建設業が67万3千トン（34.8%）、製造業が28万4千トン（14.7%）になっており、これら3業種で排出量の97.4%を占めています。

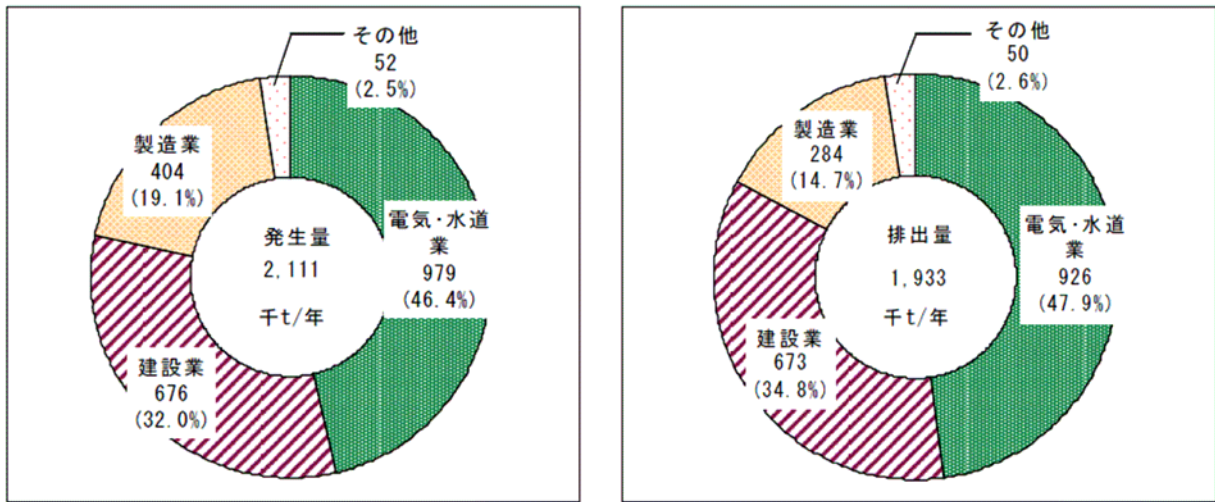


図 8 - 3 平成19年度産業廃棄物の業種別発生量、排出量（動物のふん尿を除く）

イ 産業廃棄物の処理・処分状況

本県における平成19年度の産業廃棄物排出量（動物ふん尿を除く）は193万3千トンとなっており、そのうち脱水や焼却等の処理によって81万トン（41.9%）減量化され、97万5千トン（50.4%）が再生利用、12万1千トン（6.3%）が最終処分されています。

平成15年度と比較すると、発生量は1.7%、排出量は0.26%の減少とほぼ横ばいとなっています。

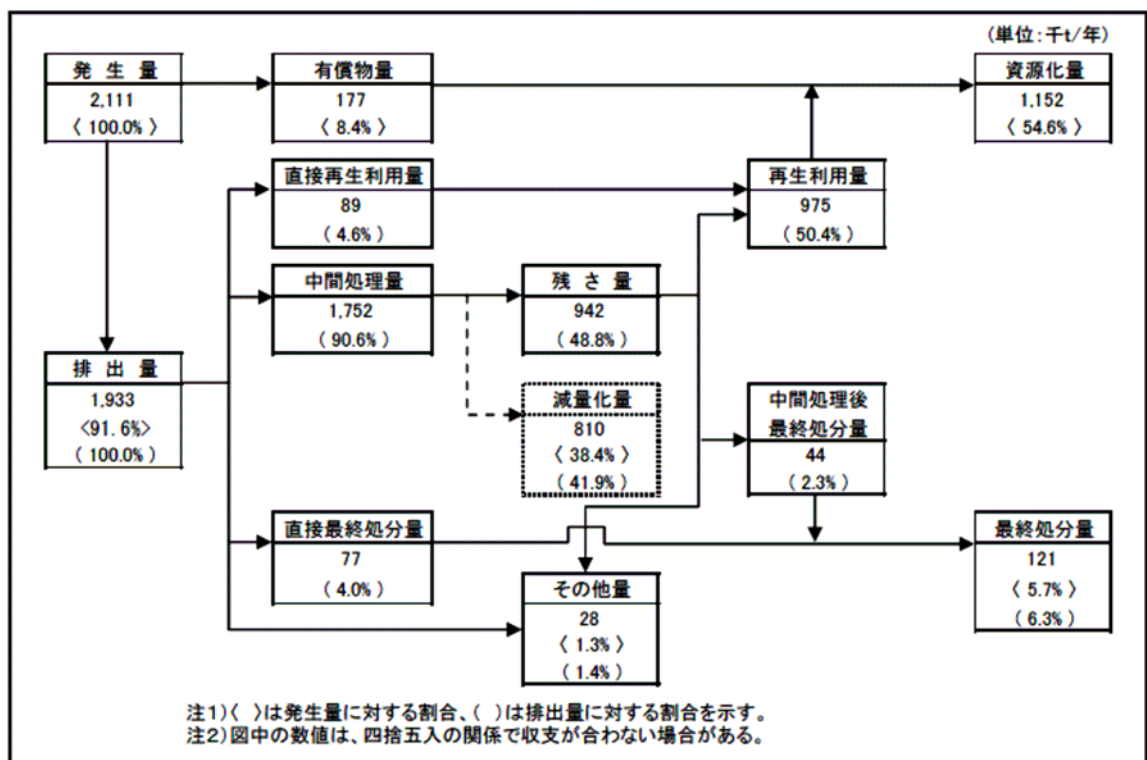


図 8 - 4 産業廃棄物処理・処分フロー

ウ 産業廃棄物処理業者の状況

平成20年度末現在の産業廃棄物処理業者数は、収集運搬業786業者、処分業179業者（うち中間処理業のみ167業者、中間処理業・最終処分業12業者、最終処分業のみ2業者）、合計1,073業者となっており、また、産業廃棄物再生利用業者数は5業者で、業種別では収集運搬業者が最も多くなっています。また、保健所別でみると、中部保健所、中央保健所及び南部保健所管内に多く所在しています。

表 8 - 6 産業廃棄物処理業及び再生利用業者数 (平成20年度末現在)

| 業の区分 保健所名 | 産業廃棄物処理業 | | | | 産業廃棄物再生利用業 | | |
|--------------|------------|------|-------|-------|------------|------------|---|
| | 収 集 運搬業 | 処分業 | | 計 | 再 生 輸送業 | 再 生 活用業 | 計 |
| | | 中間処理 | 最終処分 | | | | |
| 北 部 | 69 | 17 | 1 | 88 | 2 | 1 | 3 |
| 中 部 | 249 | 61 | 6(1) | 342 | 0 | 0 | 0 |
| 中 央 | 203 | 11 | 0 | 266 | 0 | 0 | 0 |
| 南 部 | 178 | 55 | 3(1) | 257 | 0 | 1 | 1 |
| 宮 古 | 38 | 14 | 1 | 58 | 0 | 1 | 1 |
| 八重山 | 49 | 9 | 1 | 62 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 786 | 167 | 12(2) | 1,073 | 2 | 3 | 5 |
| | | 179 | | | | | |

- (注) 1 再生利用業者とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2号、または第10条の3第2号の規定に基づき、沖縄県知事の指定を受けたものを言う。
2 最終処分の欄中（ ）内の数値は、最終処分業のみの許可件数である。

エ 産業廃棄物処理施設設置状況

廃棄物処理法第15条第1項に基づく許可施設は、平成20年度末現在で179施設あります。その内訳は、脱水や焼却による減量化又は有害物の分解などを行う中間処理施設が152施設、廃棄物の埋立を行う最終処分場が27施設となっています。

また、設置主体別でみると、排出事業者の設置が9施設、産業廃棄物処理業者の設置が161施設、公共による設置が9施設となっています。

表 8 - 7 産業廃棄物処理施設の設置状況 (平成20年度末現在)

| 施設の種類の | 設置主体別施設数 | 設置施設数 | | | |
|-----------------------|---------------|-------|------|-----|-----|
| | | 事業者 | 処理業者 | 公 共 | 計 |
| 中 間 理 施 設 | 汚泥の脱水施設 | 3 | 5 | 8 | 16 |
| | 汚泥の乾燥施設 | 0 | 3 | 0 | 3 |
| | 廃油の油水分離施設 | 0 | 2 | 0 | 2 |
| | 焼却施設 | 0 | 13 | 0 | 13 |
| | 廃プラスチック類の破碎施設 | 0 | 11 | 0 | 11 |
| | がれき類・木くずの破碎施設 | 0 | 106 | 0 | 106 |
| | シアン化合物の分解施設 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| | 小 計 | 4 | 140 | 8 | 152 |
| 最 終 処 分 場 | 管 理 型 | 5 | 3 | 1 | 9 |
| | 安 定 型 | 0 | 18 | 0 | 18 |
| | 小 計 | 5 | 21 | 1 | 27 |
| | 合 計 | 9 | 161 | 9 | 179 |

- (注) 1 がれき類・木くずの破碎施設の設置施設数は、みなし許可された施設の設置数を含む。
2 焼却施設については、休止中の施設を含む。
3 最終処分場については、埋立が終了していても廃止されていない施設も含めている。

オ 不法投棄の現状

(ア) 不法投棄件数の推移

平成19年度における不法投棄件数は83件でした。不法投棄件数は、平成12年度以降年々減少し、概ね70件程度で推移していましたが、平成19年度は増加に転じています。

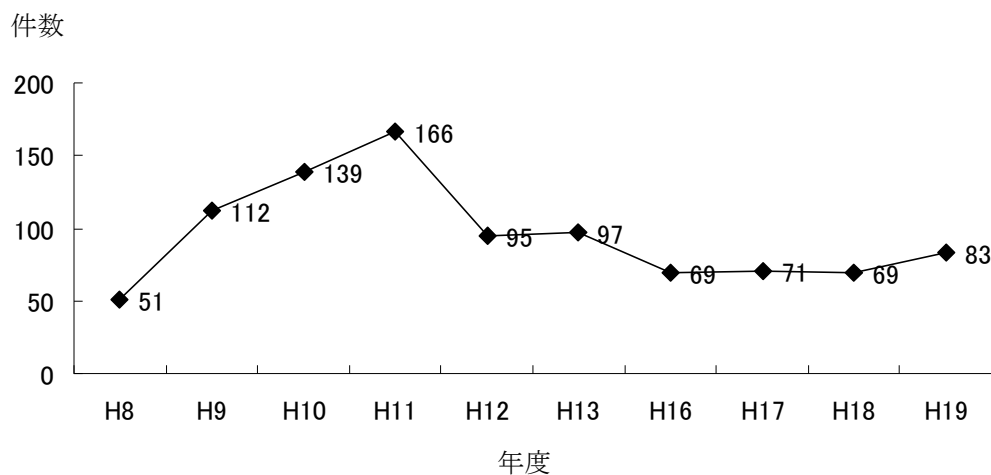


図8-6 不法投棄件数の推移

(イ) 不法投棄物の内訳

平成19年度の不法投棄量は5,449トンとなっており、うち産業廃棄物が2,168トン(40.2%)、一般廃棄物が3,261トン(59.8%)となっています。

産業廃棄物の内訳としては、がれき類807トン(14.8%)、廃タイヤ550トン(10.1%)、建設混合廃棄物250トン(4.6%)、建設系廃プラスチック類108トン(2.0%)、建設系以外の木くず107トン(2.0%)、金属くず88トン(1.6%)の順となっています。

表8-8 不法投棄物の総量及び重量別内訳 (平成19年度)

| 廃棄物の種類 | 重量 (トン) | 割合 (%) |
|-------------|---------|--------|
| 一般廃棄物 | 3,261 | 59.8 |
| がれき類 | 807 | 14.8 |
| 廃タイヤ | 550 | 10.1 |
| 建設混合廃棄物 | 250 | 4.6 |
| 建設系廃プラスチック類 | 108 | 2.0 |
| 建設系以外の木くず | 107 | 2.0 |
| 金属くず | 88 | 1.6 |
| その他の産業廃棄物 | 278 | 5.1 |

(ウ) 不法投棄物の撤去数と撤去後の残存件数

平成19年度に行われた不法投棄物の撤去の件数は26件で、残存件数は57件となっています。

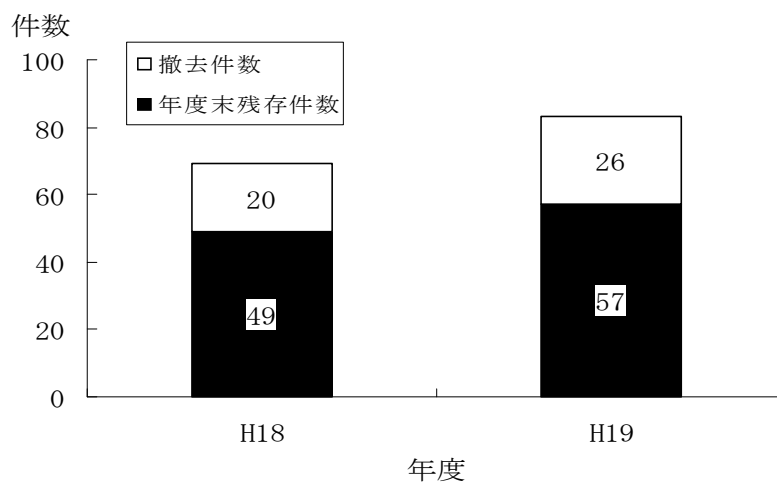


図8-7 不法投棄物の撤去件数と撤去後の残存件数

(エ) 不法投棄物の撤去量と撤去後の残存量

平成19年度に撤去した不法投棄物の撤去量は46トンで、不法投棄物の残存量は、5,403トンとなっています。

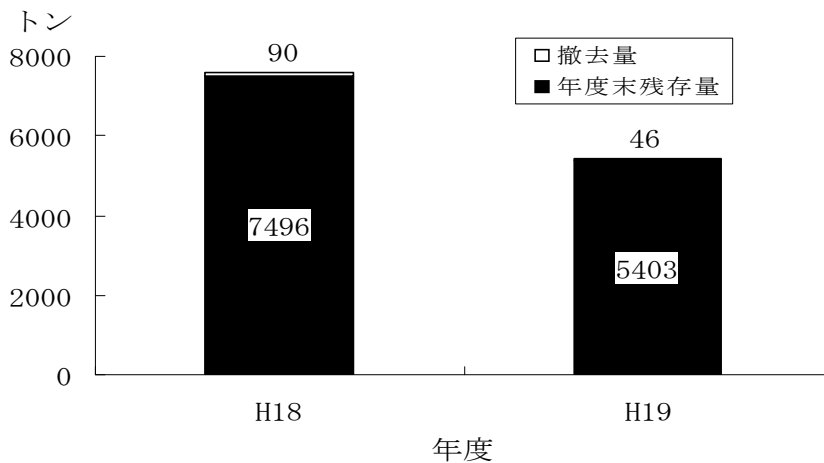


図8-8 不法投棄物の撤去件数と撤去後の残存件数

3 廃棄物・リサイクル対策

(1) 沖縄県廃棄物処理計画の推進【環境整備課】

廃棄物処理計画は、環境負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会を形成し、県民の生活環境の保全と県内産業の健全な発展を確保するため、本県における廃棄物の排出抑制、減量化、適正処理に関する基本的な方向を定め、県民、事業者及び行政が一体となって取組みを進めるための指針であり、廃棄物処理法第5条の5に基づき策定する計画です。

県では、廃棄物の現状や課題を踏まえ、平成18年度に、第二期の廃棄物処理計画を策定し、循環型社会を形成するための基本的な考え方や県民、事業者及び行政の役割を明らかにするとともに、平成22年度を目標年度とする減量化目標を設定し、循環型社会を形成するための主要施策などを定めています。

第二期計画における減量化目標及び現状は次のとおりです。

ア 一般廃棄物（ごみ）の減量化目標及び現状

一般廃棄物減量化目標

平成22年度

- 排出量を基準年度（平成16年度）と同程度に抑制します。
（第一期計画の基準年度である平成9年度に対しては、7%の削減となります。）
（1人1日当たりの排出量では平成16年度に対し、8gの減量化となります。）
- 再生利用量を排出量の22%とする。
- 最終処分量を排出量の12%とする。

（単位：千t/年、下段()内はg/人・日）

| | 平成16年度 (基準年度) | 平成19年度 (現状) | 平成22年度 (目標年度) |
|-------|------------------|----------------|------------------|
| 排出量 | 464 (925) | 458 (897) | 464 (917) |
| 再生利用量 | 58(13%) | 58(13%) | 104(22%) |
| 最終処分量 | 75(16%) | 46(10%) | 56(12%) |

イ 産業廃棄物の減量化目標及び現状

産業廃棄物減量化目標

平成22年度

- 排出量の増加を基準年度（平成15年度）に対し3%以下に抑制する。
- 再生利用量を排出量の50%とします。
- 最終処分量を排出量の7%とします。

（単位：千t/年）

| | 平成15年度 (基準年度) | 平成19年度 (現状) | 平成22年度 (目標年度) |
|-------|------------------|----------------|------------------|
| 排出量 | 1,938 | 1,933 | 1,969 |
| 再生利用量 | 897(46.3%) | 975(50.4%) | 984(50%) |
| 最終処分量 | 237(12.2%) | 121(6.3%) | 140(7%) |

注1)「その他量」を記載していないので、排出量と個々の計とが一致していない。

(2) 一般廃棄物に関する対策【環境整備課】

ア 一般廃棄物処理施設の整備促進

平成20年3月末現在、一般廃棄物処理施設は、稼働中のごみ焼却施設が31施設（1,737t/日）、粗大ごみ処理施設が9施設（202t/日）、最終処分場（国庫補助施設のみ）が18施設、再生利用施設（国庫補助施設のみ）が21施設整備されています。

また、平成20年3月末現在、し尿処理施設は、12施設（508k1/日）整備されています。

イ 離島対策支援事業

平成17年10月1日より、本県の離島より沖縄本島まで使用済み自動車を海上輸送する費用の8割を出えんする制度が開始されています。

同制度は、「使用済み自動車の再資源化等に関する法律」いわゆる「自動車リサイクル法」が、平成17年1月1日から本格施行されたことに伴い、最終所有者から預託されたリサイクル料金の剰余金の一部を、離島市町村が行う離島対策支援事業に対して、財団法人自動車リサイクル促進センターが出えんする制度となっています。

平成20年度離島対策支援事業の実績は、18の離島を抱える市町村が対象となり、使用済み自動車の海上輸送台数7,067台、出えん要請額約2,600万円となっています。

※対象市町村名：宮古島市、石垣市、うるま市（津堅島）、南城市（久高島）、伊江村、本部町（水納島）、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊是名村、伊平屋村、久米島町、多良間村、竹富町、与那国町

ウ 合併処理浄化槽の普及促進

合併処理浄化槽設置者へ補助を行う市町村に対する財政支援措置として、国において、昭和62年に国庫補助事業である浄化槽設置整備事業が創設されたのを受けて、県では平成3年度から国庫補助に加えて県費補助による財政支援を実施し、下水道等による集合処理に適さない住宅散在地域への合併処理浄化槽の整備促進に努めています。

この補助事業により、平成20年度までに那覇市等22市町村1事務組合において、平成20年度末現在合計1058基の合併処理浄化槽が整備されています。

エ ごみ減量化・リサイクルの促進

平成20年度に、「ごみの減量」及び「地球温暖化の防止」に向けた環境配慮行動の推進のため、「県内大手流通事業者等11社」、「沖縄県ごみ減量リサイクル推進会議」及び「沖縄県」の三者が協定を締結し、10月1日から県下一斉にレジ袋の有料化を開始しました。

有料化の開始後、レジ袋辞退率は目標とした80%前後で推移しています。

また、ごみ減量・リサイクルを広域的に推進するため、各種啓発事業（「ごみ減量リサイクル推進週間」、「環境衛生週間」）を実施し、新聞広告やラジオCM、パネル展等の広報活動により県民意識を高めるとともに、小学生を対象とした「ごみ減量・リサイクル講座」（通称「買い

物ゲーム」)を開講して、環境教育の充実を図っています。

オ 容器包装リサイクル法への対応

容器包装リサイクル法は、家庭から排出されるごみの約6割(容積比)を占めるガラスビン、ペットボトルなどの容器包装廃棄物の減量、リサイクルを促進することを目的としています。

容器包装リサイクル法がスタートした平成9年度以降、ガラスビン、ペットボトルを中心に収集量が増加し、平成19年度は収集量全体で2万8千トンがリサイクルされています。

表8-9 容器包装廃棄物分別収集実績

(単位：t)

| 区分 | 種類 | 平成12年度 | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 特定分別基準適合物 | 無色ガラス | 952 | 1309 | 1,637 | 2,783 | 2,291 | 2,726 | 3,328 | 3,245 |
| | 茶色ガラス | 788 | 1052 | 1,277 | 2,094 | 2,340 | 2,398 | 2,695 | 2,692 |
| | その他ガラス | 1073 | 1,766 | 2,288 | 2,690 | 2,972 | 2,910 | 4,054 | 4,658 |
| | ペットボトル | 630 | 1673 | 1,987 | 3,548 | 4,048 | 4,291 | 3,973 | 3,946 |
| | その他紙 | — | 32 | — | — | 20 | 0 | 0 | 27 |
| | その他プラ | — | — | — | 3 | 12 | 10 | 47 | 12 |
| 小計 | | 3,443 | 5,832 | 7,189 | 11,118 | 11,683 | 12,335 | 14,097 | 14,580 |
| 法第2条第6項指定物 | スチール缶 | 9,728 | 9,863 | 9,807 | 11,089 | 10,099 | 8,169 | 7,299 | 6,344 |
| | アルミ缶 | 507 | 566 | 606 | 1,059 | 736 | 807 | 527 | 420 |
| | 紙パック | 232 | 247 | 169 | 249 | 204 | 172 | 162 | 396 |
| | 段ボール | 2749 | 5,697 | 6,094 | 7,092 | 6,544 | 6,221 | 5,639 | 4,246 |
| 小計 | | 13,216 | 16,373 | 16,676 | 19,489 | 17,583 | 15,369 | 13,627 | 13,627 |
| 合計 | | 16,659 | 22,205 | 23,865 | 30,607 | 29,266 | 27,704 | 27,724 | 28,207 |

※特定分別基準適合物:容器包装の製造事業者、利用事業者が再商品化の義務を負う容器包装(製造事業者等は、容器包装リサイクル協会へ再商品化に係る費用を負担金として支払う)

※法第2条6項指定物:全国的にみて、分別収集した段階で、有価又は無償となるため、製造事業者等が再商品化の義務を負わない容器包装

※その他紙、その他プラ、段ボールは平成12年度より容器包装リサイクル法の対象となったものである。

カ 家電リサイクル法への対応

平成13年4月1日より施行された家電リサイクル法は、小売業者による収集運搬、メーカーによるリサイクル及び消費者による費用負担といったそれぞれの役割分担をとおして、循環型社会の構築をめざすものです。

県内の指定引取場所へ搬入された廃家電製品の数は、平成20年度は106千台、全国引取台数12,899千台であり、本県の回収実績は全国に比べ、これまで概ね約1%の割合で推移しています。

表8-10 県内の指定引取場所へ搬入された廃家電製品の数 (単位：千台)

| | H13年度 | H14年度 | H15年度 | H16年度 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 |
|-----|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 沖縄県 | 78 | 95 | 116 | 118 | 116 | 113 | 112 | 106 |
| 全国 | 8,548 | 10,150 | 10,460 | 11,214 | 11,618 | 11,616 | 12,114 | 12,899 |
| 全国比 | 0.9% | 0.9% | 1.1% | 1.1% | 1.0% | 1.0% | 0.9% | 0.8% |

キ ちゅら島環境美化促進事業

空き缶や吸い殻等ごみの散乱を防止し、環境美化の促進を図るため制定された「ちゅら島環

境美化条例」を推進するため、県、県民、事業者、土地の占有者それぞれの役割分担を踏まえ、市町村と密接に連携して、県全域における環境美化の促進を図っています。

(ア) ちゅら島環境美化推進県民連絡会議における取り組み

県、市町村及び民間団体で構成する「ちゅら島環境美化推進県民連絡会議」を主体として、「ちゅら島環境美化促進月間」である7月を中心にした新聞広告やラジオCMなどの広報啓発や、年2回の全県一斉清掃を実施しています。

(イ) ごみのポイ捨て防止公開パトロール

投げ捨て禁止行為の抑止効果を高めるため、市町村との連携を強化し、「ごみのポイ捨て防止公開パトロール」を実施しています。20年度は那覇市、宜野湾市、糸満市、沖縄市及びうるま市と連携し、地域団体・関係企業と協働して、国際通り・沖映通りにおいて投げ捨て禁止を広くアピールしました。

(ウ) 環境美化促進モデル事業（条例第10条）

地域住民が市町村と協働して行う、他地域の模範となるような環境美化活動を支援するため、環境美化促進モデル事業を実施しています。19年度には「環境美化促進モデル地区」として伊平屋村及び浦添市(内間区)を指定し、20年度までの間、補助金（補助率1/2）を交付して、美化活動を支援しています。

(エ) 環境教育・環境学習に対する支援（条例第11条）

条例の趣旨を周知し、ポイ捨て防止や美化活動への関心を高めるため、小学生を対象とした環境美化教材を作成し、要望に応じて配布しています。

(オ) 自発的な活動の促進（条例第12条）

第十一管区海上保安本部環境防災課の提唱の下、主に海岸線の清掃活動に自主的に取り組む団体等で結成された「沖縄クリーンコーストネットワーク（OCCN）」の運営に参加し、ビーチ清掃活動等の際に必要な支援を行うなど、自発的な活動を促進しています。

ク 沖縄県産リサイクル製品利用促進事業

島しょ性を踏まえた循環型社会の形成を図るため、廃棄物の排出抑制・循環的利用の促進とともに、リサイクルの出口である製品の利用拡大を図ることで、域内の資源循環システムを構築することが重要です。

このようなことから、土木建築部においては、平成16年7月に「沖縄県リサイクル資材評価認定制度」を定め、公共工事等における建設リサイクル資材の利用促進を図っているところです。

一方、文化環境部においては、建設資材以外の主に日常生活等において用いられるリサイクル製品の利用促進を図るため、平成17年3月に「沖縄県産リサイクル製品利用促進要綱」を制定し、平成17年度から、品質・安全性などの客観的基準に基づき県産のリサイクル製品を認定し、利用促進を図る制度を開始しております。

認定に当たっては、要綱に定める品質や安全性など認定基準の適合等に関する意見を聴くため、学識経験者、産業界、消費者団体、行政機関から成る「沖縄県産リサイクル製品認定選考

会」を設置し、同選考会の意見を踏まえて、これまでに廃ガラスを原料にした無機質土壌改良材等を沖縄県産リサイクル製品として認定しております。認定製品については、県のホームページやリーフレットにより情報発信し、利用拡大を図っております。

(3) 産業廃棄物に関する対策

ア 事業者に対する監視の強化

産業廃棄物の処理に起因する生活環境への影響を防止するため、各保健所において排出事業者、処理業者及び処理施設に対する監視指導を行っています。

これまで、一部の処理業者による不適正処理により、地域住民の苦情や生活環境への影響を及ぼす恐れのある事例が発生していることなどから、これら不適正処理事業者に対する監視の強化や悪質な事案に対する告発等を迅速に行うため、平成14年度に沖縄県警察から警察官1名を県環境整備課に配置しました。また、同年度以降、最終処分場及び焼却施設を設置している事業場に対して、従来の監視指導と併せて、処理基準、維持管理基準等の適合状況を重点的に検査する総点検を毎年実施し、産業廃棄物処理業者等への監視指導の徹底を図っています。

イ 不法投棄の防止

不法投棄の未然防止を図るため、平成6年度に県、警察、第十一管区海上保安本部、(財)暴力団追放沖縄県民会議、(社)産業廃棄物協会、(社)沖縄県建設業協会及び(社)沖縄県医師会から成る「沖縄県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」を設置し、平成10年度以降、同協議会と市町村による合同パトロールを行っています。

また、平成15年5月には、警察本部と合同で「美ら島環境クリーン作戦対策本部」を設置し、地域の生活環境に支障を及ぼす悪質な不法投棄事案等に対して、迅速な行政措置及び警察対応体制を整備しました。

さらに、平成16年度には警察官退職者を廃棄物監視指導員として保健所に配置するとともに、平成18年度には各保健所に「廃棄物不法処理防止ネットワーク会議」を設置し、併せて不法投棄監視カメラを導入するなど不法投棄防止対策を強化しています。

ウ 公共関与事業の推進

産業廃棄物は、排出事業者責任の下、民間により処理することが基本となります。しかし、施設立地に対する住民の理解と協力を得ることが困難な状況等から、県内の処理業者が有する産業廃棄物管理型最終処分場は、処分場の閉鎖等により稼働中の施設は2箇所(平成21年4月に新規処分が稼働し3箇所となった)のみで、その残余容量は非常にひっ迫しています。

県においては、これまでに各種調査研究を行うとともに、平成15年度に、排出事業者や処理業者等の実務関係者から成る「産業廃棄物の適正処理推進に関する研究会」を設置し、最終処分場の確保に関する基本的なあり方について成果をまとめました。

平成16年度には、学識経験者、経済界等の関係団体、行政関係者等で構成する「公共関与に

よる産業廃棄物処理施設の整備促進基本構想検討委員会」を設置し、事業主体や施設規模等の具体的な方策について検討を進め、平成17年2月に知事報告を受けて、同年3月に「沖縄県公共関与産業廃棄物処理施設整備基本構想」を策定しました。

平成17年度からは、同基本構想を踏まえて、学識経験者や経済産業界等の関係団体、行政関係者らで構成する「公共関与事業推進会議」を設置し、処分場の立地候補地選定と事業主体の設立について調査検討を進めました。

公共関与事業推進会議では、立地候補地の選定にあたって、「立地候補地の選定に係る基本ルール」を示した上で、情報公開による高い透明性を確保しつつ、段階的な絞り込みを進め、本部町崎本部、名護市安和及び浦添市伊奈武瀬の3箇所を最終候補地として選定し、また、事業主体の設立について、事業実施に向けた基本的な考え方をとりまとめ、平成19年3月15日に知事報告を行いました。

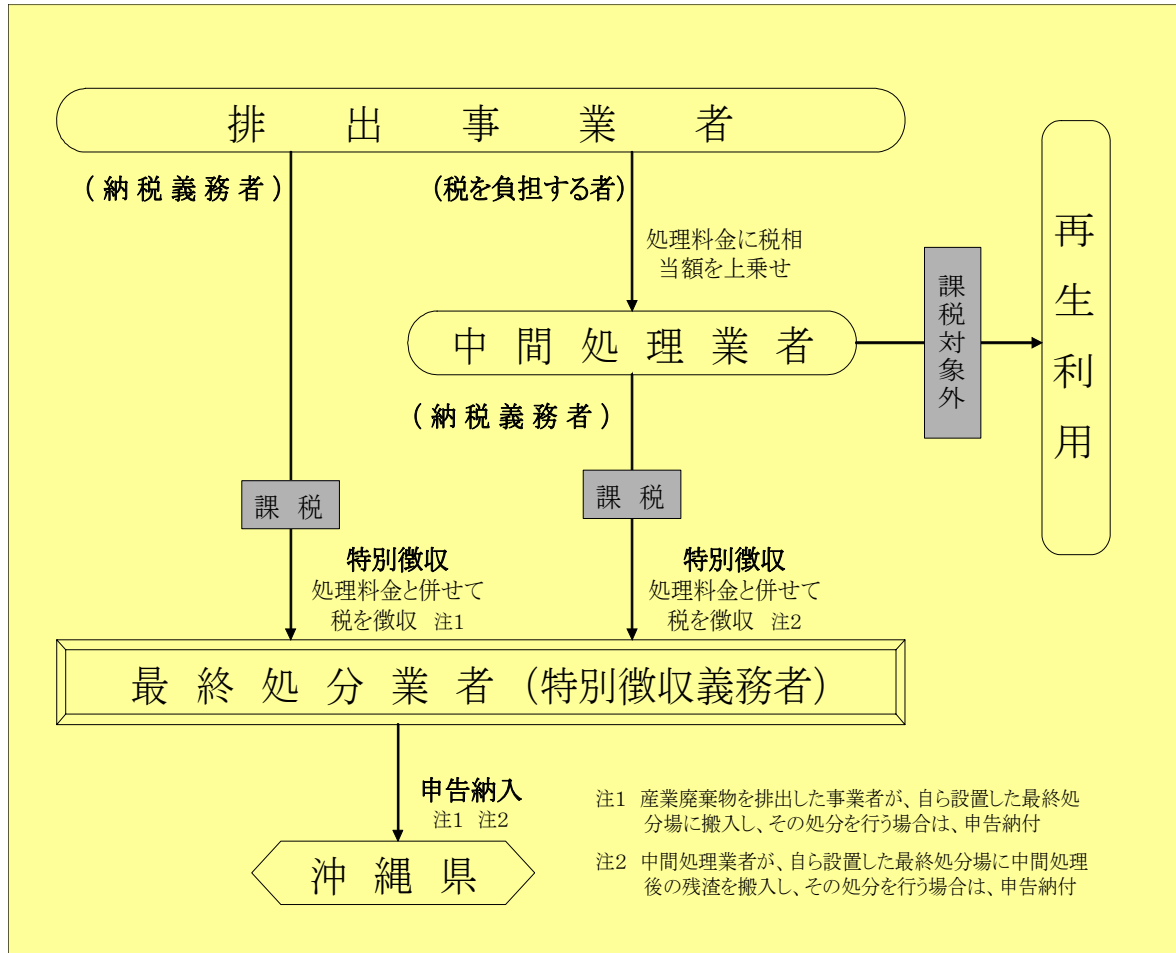
今後、県としては、中長期的な処分場の確保も念頭に置き、3箇所の候補地を対象に、持続的・安定的に公共関与による産業廃棄物処理施設整備事業を推進することとし、社会的条件や地域の理解が得られるなどの諸条件が整った箇所から先に整備を進めていくこととしています。また、地域の意向を踏まえながら立地を受け入れられるように公共事業等の優先的導入による周辺環境整備や、地域活性化等につながる施策等について、庁内連絡協議会において協議・検討を行っていきます。

エ 産業廃棄物税の導入

廃棄物の発生を抑制し、循環的利用及び適正処理を推進していくためには、廃棄物問題が通常の事業活動や日常生活における社会経済活動に伴って生じる廃棄物に起因する課題であることを踏まえて、これまでの廃棄物処理法等に基づく規制手法や普及啓発など自主的取り組みだけでなく、経済的手法による政策手段と組み合わせ、地域経済社会や県民のライフスタイルのあり方を変えていくことが不可欠です。

こうしたことから、県においては、経済的手法による政策手段として、沖縄県産業廃棄物税を平成18年4月に導入し、産業廃棄物の排出の抑制を図るとともに税収を活用し、再生利用等の促進に取り組んでいます。

図 8 - 9 産業廃棄物税の概要



| | |
|-------|--|
| 目的 | 産業廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用及び適正処理の推進 |
| 課税客体 | 産業廃棄物の最終処分場への搬入 |
| 納税義務者 | 県内の最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出事業者 |
| 徴収方法 | 最終処分業者による特別徴収（自己処理の場合、申告納付） |
| 課税標準 | 県内の最終処分場に搬入された産業廃棄物の重量 |
| 税率 | 1トンあたり1,000円（1kgあたり1円） |
| 税収用途 | 産業廃棄物の排出抑制、再生利用等の促進 公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備 産業廃棄物処理業の優良化の促進 不法投棄等の防止対策 等 |

(4) 建設リサイクル対策【技術管理課】

ア 課題

我が国はこれまでの大量生産、大量消費、大量廃棄を主流とする経済システムにより、廃棄物の最終処分場のひっ迫や不法投棄、焼却によるCO₂の排出等環境負荷の増大を招いてきました。このため、建設産業では特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、建設発生木材、コンクリート及び鉄から成る資材）について分別解体を徹底し、これを再資源化することにより建設廃棄物の最終処分量を抑制する等循環型社会の構築を図ることを目的として、平成14年5月に建設リサイクル法が完全施行されました。

本県は「島しょ県」という地域特性から、環境負荷容量に限界があることから、建設廃棄物の効率的で持続可能なリサイクルシステムを構築することにより、最終処分量の減量化や天然資源の消費の抑制等を図っていく必要があります。

イ 現状

アスファルトコンクリート塊、コンクリート塊の再資源化率については、平成17年度時点で平成22年度の目標値をほぼ達成している水準にあります。

建設発生木材の再資源化率が低い要因としては、再資源化施設のない離島が多いこと等の理由から再資源化ではなく焼却処分されていると考えられます。また、建設発生土については、工事間流用（土砂の搬出・受入）の条件（施工時期や土質等）が合致しない等の理由から最終処分されていると考えられます。

表 8 - 1 1 建設廃棄物の再資源化率 注)

| | 平成14年度 | 平成17年度 | 平成22年度(目標) |
|---------------|--------|--------|------------|
| アスファルトコンクリート塊 | 92% | 94% | 98%以上 |
| コンクリート塊 | 96% | 97% | 98%以上 |
| 建設発生木材 | 65% | 46% | 75% |
| 建設廃棄物(全体) | 88% | 88% | 93% |
| 建設発生土 | 78% | 71% | 85% |

注) 建設廃棄物として搬出された量に対する再資源化(縮減を除く)量と工事間利用された量の合計の割合。

ウ リサイクル資材評価認定制度（ゆいくる）の推進

平成16年7月、沖縄県土木建築部は、県内で排出された廃棄物を再生資源として製造された建設資材の品質等について、評価基準に基づき審査しこれに適合した資材（以下、「ゆいくる材」という）を公共工事で積極的に使用することで、建設廃棄物の最終処分量を減らす仕組みを作りました。

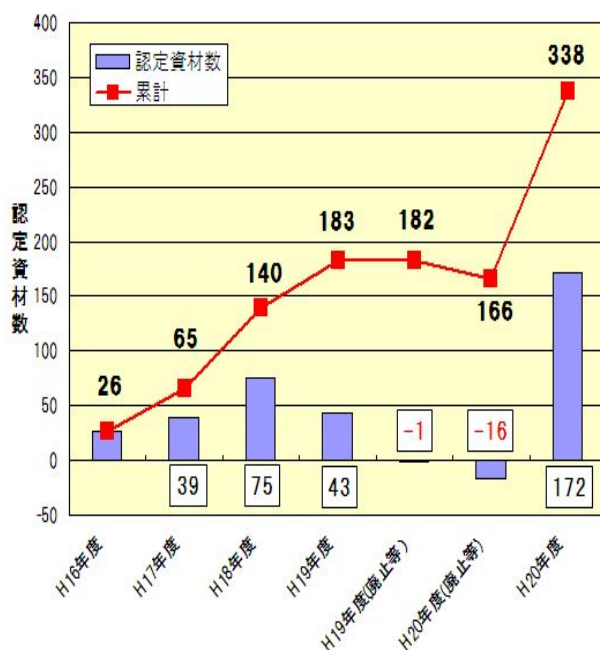
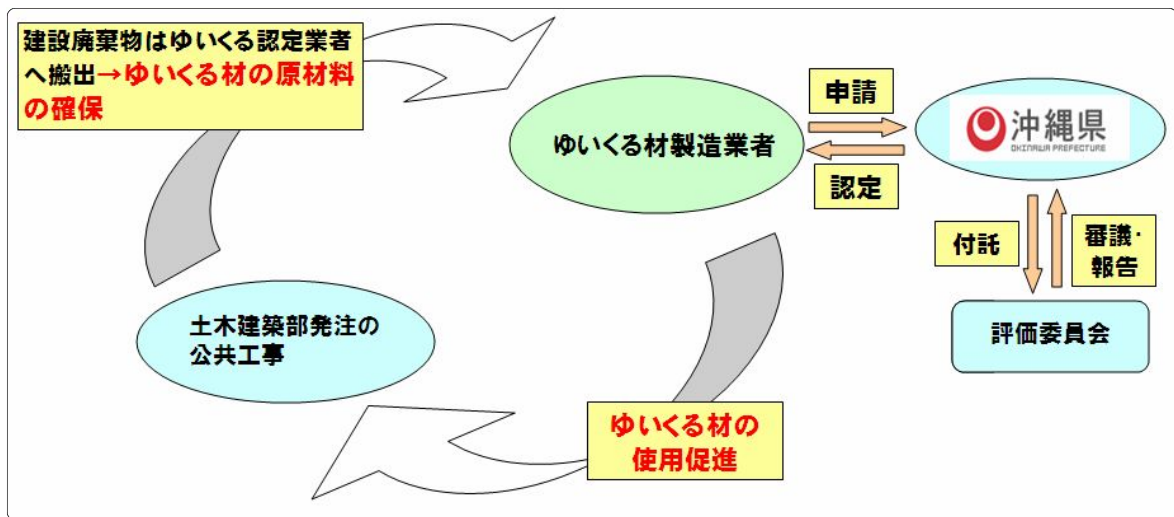
これまでの県の取組みとして、ゆいくる材の使用促進や工事で発生した建設廃棄物をゆいくる材製造業者へ搬出することで原材料の確保を図る等、循環型社会の構築を支援しています。

ゆいくる材は、道路用路盤材や再生砂等12品目338資材が認定されています。(H20年度末時点)

(参照) 沖縄県技術管理課のホームページ

<http://www.pref.okinawa.jp/gijutsu/index2.htm>

図8-10 ゆいくるの概要図と認定資材数



| 品目名 | 資材数 |
|-------------------------|-----|
| 1) 再生資源含有加熱アスファルト混合物 | 72 |
| 2) 再生資源含有路盤材 | 74 |
| 3) 再生資源含有コンクリート | 0 |
| 4) 再生資源含有コンクリート二次製品 | 2 |
| 5) 再生資源含有舗装用ブロック | 6 |
| 6) 再生資源含有建築用資材 | 1 |
| 7) 再生資源含有型枠材 | 0 |
| 8) 再生資源含有タイル | 0 |
| 9) 再生資源含有塩化ビニール管 | 1 |
| 10) 再生資源含有木代替材(木質ボード) | 0 |
| 11) 再生資源含有鉄筋スペーサー | 2 |
| 12) 再生資源含有土砂代替材 | 16 |
| 13) 再生資源含有土壌改良材・肥料・植生基材 | 13 |
| 14) 再生資源含有瓦 | 0 |
| 15) 再生資源含有防草材 | 3 |
| 16) 再生資源含有歩道等の舗装材 | 1 |
| 17) 再生資源含有鉄鋼製品 | 147 |
| 合計 | 338 |